

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。

少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、**令和6・7年度の保険料に反映されています。**

- ① 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるよう見直し
- ② 出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入

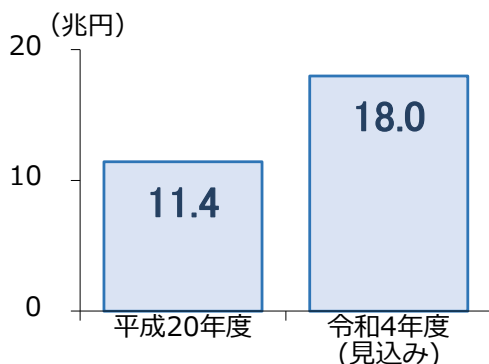
<後期高齢者医療制度の財政>

後期高齢者の
保険料
約1割

後期高齢者支援金
(若年者の保険料)
約4割

公費(国・都道府県・市町村)
約5割

<後期高齢者医療費の動向(全国値)>



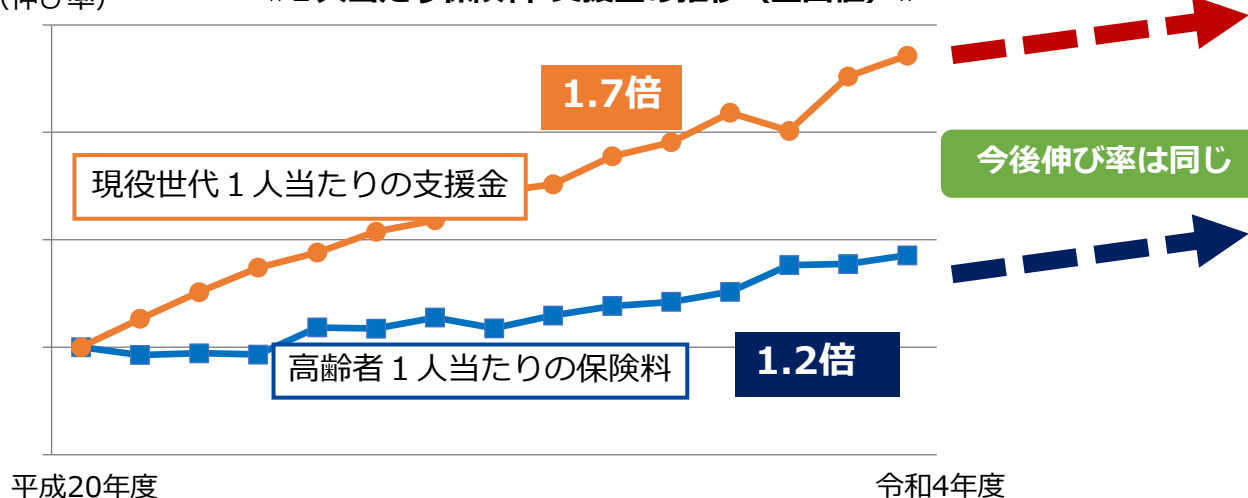
今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために行われます。

ポイント① 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるようにします

- 「後期高齢者 1 人当たりの保険料」と「現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金」については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成20年度）に比べ、**後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍**に増えており、**現役世代の負担がより重くなっています**。
- そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、令和6年度から「**後期高齢者 1 人当たりの保険料**」と「**現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金**」の**伸び率が同じ**となるよう見直されました。

(伸び率)

《 1 人当たり保険料・支援金の推移 (全国値) 》



ポイント②

出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から支援します

- 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みが令和6年4月から始まり**ました。
- **出産育児一時金に必要な費用のうち一部（7%）を、後期高齢者の保険料から支援**することになります。この7%という割合は、後期高齢者と現役世代の保険料負担の金額をもとに設定されています。
- なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の**3.5%**となります。

出産育児一時金の費用
全世代の保険料により負担



後期高齢者
医療制度*

7%
令和6、7年度は3.5%

現役世代
(74歳以下の方)

※65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

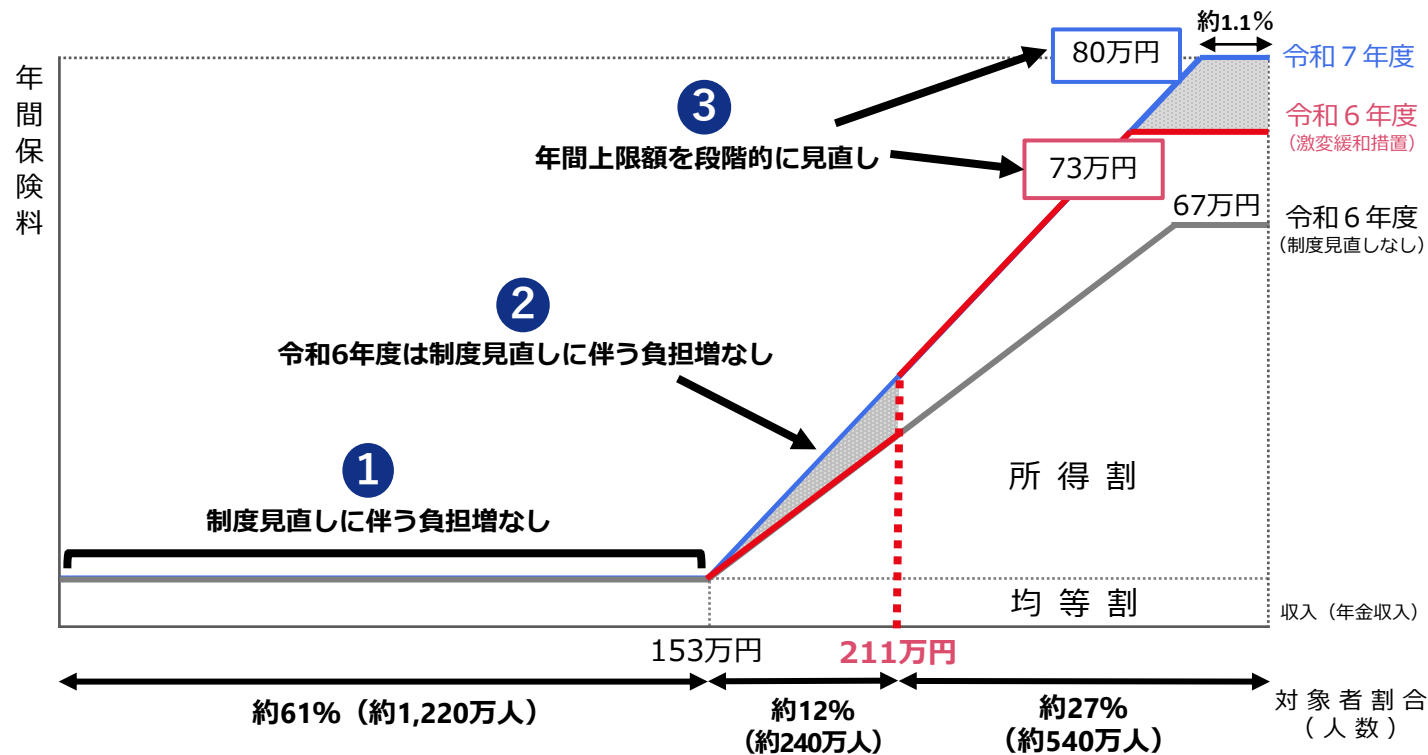
- 1 被保険者の約6割の方^(※1)（例：年金収入153万円相当以下の方）は、**制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- 2 一定以下の収入の方（例：年金収入153万円～211万円相当の方）は、収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- 3 収入が高い方（約1,000万円を超える方）は、保険料負担の年間上限額（賦課限度額）について、**段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。**（※3）

※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担している方

※2 制度の見直し以外の要因（人口構成の変化や医療費の増加等）により、保険料額が増加することもあります。

※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、以下の通り。

- ① 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方
- ② 令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方



※あくまで全国的な激変緩和措置の概要であり、各広域連合によって額や率等の詳細は異なります。

沖縄県後期高齢者医療保険料について

- 令和6年度・令和7年度の沖縄県後期高齢者医療保険料率は、今回の制度見直しに加え、**それ以外の要因（今後の被保険者数、医療給付費の増加や財政状況等）**を総合的に検討した結果、次のとおり改定しました。

均等割額：56,400円 所得割率：11.60%（※4 10.18%）

※4 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方の令和6年度の所得割率となります。

<保険料計算式>

The diagram shows the calculation of the annual insurance premium per person. It consists of three main parts: a pink oval on the left containing the text '一人当たりの年間保険料額' (Annual insurance premium per person), an equals sign in the middle, and two grey rectangular boxes on the right. The first box is labeled '均等割額' (Equal share) and contains '56,400円'. A plus sign follows, and the second box is labeled '所得割額' (Income share) and contains the formula '基礎控除（43万円）後の総所得金額等×11.60%（※4 10.18%）'.

- 保険料見直しに当たっては、沖縄県後期高齢者医療広域連合が保有する基金等を充当したものの、やむを得ず増額改定となりました。後期高齢者医療制度の持続性を高め、被保険者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、ご理解をお願いします。
- 令和6年度における保険料について、各収入に応じた保険料額の例は以下のようになります。（例：単身世帯で本人の収入が年金のみの場合）

| 年金収入額 | ① 均等割額 56,400円（軽減割合） | ② 所得割額 11.60% （※4 10.18%） | 合計(①+②) 年間保険料 |
|---------|-------------------------|---------------------------------|------------------|
| 168万円 | 16,920円（7割軽減） | 15,270円 | 32,190円 |
| 197.5万円 | 28,200円（5割軽減） | 45,301円 | 73,501円 |
| 222.5万円 | 45,120円（2割軽減） | 80,620円 | 125,740円 |
| 223万円 | 56,400円（軽減なし） | 81,200円 | 137,600円 |

保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-122-140)

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和6年6月～令和7年3月

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、

- 各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
- お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで